

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精查・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

監督番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再討議項目
								制度の現状		該当法令等	措置の分類	
260425002	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	出入国記録の記入対象者旅客の緩和について	【具体的な内容】 全ての入出国旅客による入出國記録の記入を免除するシステムを導入する。殆どの国では、外国人旅客に対する入出國記録の記入の義務がないが、日本では、日本への観光目的の渡航も含めて、原則的に義務である。 【提案理由】 現在日本国籍以外の幼児を含む全入出国旅客は、出入国記録を記入しなければならない。 出差外での説明や書類の配備、航空機内の配備、未記入の旅客に対する記入援助など非常に労力がかかる現状がある。	航空連合	法務省	我が国に上陸し又は出国しようとする外国人は、乗員を除き、入出国審査官に対し、外国人入出國記録又は外国人入出國記録(以下「外国人入出國記録」といいます。)を提出しなければならないとされています。	出入国管理及び難民認定法第6条、第25条、出入国管理及び難民認定法第3条、第27条	対応不可	外国人入出國記録は、外国人が我が国への上陸を希望し又は我が国から出國する意図を有するとして、入出国審査官に簡便に明示するための義務で、入出国審査官の様式を定めており、現在、在留登録者は、入出国審査官の様式提出によって、入出国審査官の登録個人の登録目的や在留予定期間などを登録する。但し、登録個人への登録情報を網羅しているが、仮に、外国人入出國記録を廃止した場合、我が国への上陸を希望する外国人は、前述のよき項目について、逐一、審査プロセスへ入出国審査官に適宣の方法で説明・立証しなければならない、かえって済みの出入國手続に支障を来たすことが予想され、出入国管理上の必要性と外国人の利便性を考慮すれば、外国人入出國記録の提出義務の廃止は困難です。	
260523017	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	地方空港等における出入国手続きの利便性向上	【要望の具体的な内容】 出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。 【規制の現状や要望理由等】 出入国手続き(CIQ)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、税金(税関)は財務省、農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港ではこれらの係員が常駐しておらず、便乗者にあわせたそれぞれの係員を派してしてある。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに時間が必要となるケースも散見される。 CIQの業務の一元化、もしくは省庁間連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することができる。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に貢献することとなる。 観光成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年3月に観光立国専門会議が設立となりました「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてCIQの改善が記載されたことを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	【法務省】 国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・海港には、入出国審査官が常駐していないため、便の到着・出発にあわせて入出国審査官を派遣しています。 【財務省】 山口県手続き(CIQ)については、税関(財務省)、入管(法務省)、検疫(厚生労働省、農林水産省)が、それぞれ所管する業務を行っています。 【農林水産省】 動植物検疫では、海外から動植物及びその製品類を輸入する場合、病原体や病害虫の有無等に関する検査を受ける必要があります。また、それらを海外に輸出する場合についても、輸出相手国からの要求等に基づく検査を受ける必要があります。	【法務省】 出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条 【財務省】 税法第15条、第17条、第67条、第105条 【厚生労働省】 検疫法 【農林水産省】 畜産伝染病予防法第4条、第45条 植物防疫法第8条、第10条等 【農林水産省】 空港・港におけるCIQ業務は、各々の業務の目的、審査・検査の対象等により、必要となる専門的知識等が異なります。 動植物検疫に関しては、家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫が輸入品を介して我が国に侵入した場合、その被害が動植物の輸入者のみならず我が国の農畜産全体にも及ぶことになります。また、我が国からの輸出品についても、それらを介して家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫が輸出相手国にまん延する可能性があります。これらを自然に防止するため、動植物等の輸出入者等に検査を受けることを義務化していることです。 同検査に係る業務については、動植物検疫に関する専門的知識を有する専門的知識を有する動植物防疫官が実施しているため、関係省庁との業務一元化は困難です。	対応不可	【法務省】 「CIQ業務の一元化」について提携されていますが、入出国審査官は、出入国審査の円滑な実施に努めることで、観光客等を含むテロリスト等の入国を実際には阻止するため、関係法、今に関する知識や偽造旅券の鑑識能力等が求められるほか、個人別属性情報を活用した入出国審査への対応など、専門性の高い職務に携わっていることから、本提案について対応することは困難です。 【財務省】 空港・港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象(ヒト・物の別)や、求められる専門的知識等がそれぞれ全く異なります。 税関においては旅客及び乗組員の常備品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や絨密箱の密輸入防止、国境安全部門の規制の適正な実行、また、適正化が可能な範囲での税關の業務を実現するため、専門性の高い職務に携わっていることから、本提案について対応することは困難です。 【農林水産省】 山口県手続き(CIQ)については、税關(財務省)、入管(法務省)、検疫(厚生労働省、農林水産省)が、それぞれ所管する業務を行っています。 【厚生労働省】 検疫業務については、国内に常在しない感染症の病原体が船舶等を介して国内に侵入することを防ぐため、水際において必要な措置を講じるものであり、検疫法上の隣接・停留の要件の判断の高度な専門知識を必要とするとともに、国際保健規範(IHR)に基づくWHOとの通告等、国際的な連携が求められます。新型インフルエンザ対策を見ても、感染症法に基づく国内の感染症対策と密接に連携して実施される必要があります。保健衛生行政として実施されるあります。 【農林水産省】 検疫所においては、いわゆる猿の疥瘍(ヒトの疥瘍)の他に、輸入食品の監視を一體としています。ヒトの疥瘍の部分のみを切り離して封緘(ふうじん)とすることは効率的と見えます。このように、出入国手続(CIQ)については、検疫業務を始め、分野ごとに求められる専門性が大きくなっています。一元化することは問題が多いと考えます。 【農林水産省】 空港・港におけるCIQ業務は、各々の業務の目的、審査・検査の対象等により、必要となる専門的知識等が異なります。 動植物検疫に関しては、家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫が輸入品を介して我が国に侵入した場合、その被害が動植物の輸入者のみならず我が国の農畜産全体にも及ぶことになります。また、我が国からの輸出品についても、それらを介して家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫が輸出相手国にまん延する可能性があります。これらを自然に防止するため、動植物等の輸出入者等に検査を受けることを義務化していることです。 同検査に係る業務については、動植物検疫に関する専門的知識を有する専門的知識を有する動植物防疫官が実施しているため、関係省庁との業務一元化は困難です。	
260523018	26年4月21日	26年5月14日	26年5月23日	観光ビザのさらなる発給要件緩和	東南アジア諸国旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客大増に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたといい。	大阪商工会議所	警察庁法務省外務省	ご提案の具体的な内容に記載のとおり、2013年7月よりASEAN諸国人に対する査証緩和措置を行ってきており、カンボジア及びオーストリアに対し、2013年11月18日より短期滞在を数次査証を導入し、ミャンマーに国民に対し、2014年1月15日より短期滞在を数次査証を導入しております。 また、インドについては一般旅紹介持株者に対する短期滞在を数次査証の導入を決定しております。現在、具体的な開始日を含め、関係省庁と協議について検討しているところあります。	外務省設置法	検討に着手	今後、より多くの査証緩和について、各との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。	
260530040	25年10月18日	25年12月24日	26年5月30日	「特定融資契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	【債権の属性に関する法律】 本法の適用対象の手数料が、当該特定融資契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 【コミットメントローン契約】 コミットメントローン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手の譲り受けの範囲から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大企業等や一定のSPCに限定されている。 ○その趣旨に鑑みて、例えば、近年ニーズが拡大しているコスルタクショングローン・開発・建設型ファイナンス)による、引き出の予定時期及び金額を予めして一定金額までの融資を約する契約などは、債権の属性のないことが明らかであるため、圧力競争等の懸念がない、このように、借手保護の必要性のないことが明らかとなるものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることである。 ○また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、手数料に係る手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。	都銀懇話会	金融庁法務省	コミットメントローン法において借主の対象範囲は、大企業、 資本額が3億円を超える株式会社、 資本額10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。	特定融資契約に関する法律第2条、第3条	検討を予定	コミットメントローン法の対象範囲については、平成23年の同法改正により、総資本額10億円超の株式会社や資本の流動化のために使われる合規会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 コミットメントローン法の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたこと事をチェックにより防止することは非常に重要なことから、慎重に検討する必要があります。 なお、コミットメントローン法に係る変更手数料が、コミットメントローン法の適用となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回覧取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
260530078	25年 10月29日	25年 12月24日	26年 5月30日	特定融資枠 契約に関する 法律における 借主の範囲 に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となる者が限定列举されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となる者に加えても問題ないと考えられる。 よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	コミットメントライ法において借主の対象範囲は、大企業、資本額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	コミットメントライ法の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、当該改正の効果を検証する必要があります。 なお、コミットメントライ法は、金融機関や貸金業者等から資金調達を行う企業の資金調達の機動性の拡大等を目的とするものですが、その対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
260620011	26年 5月9日	26年 5月30日	26年 6月20日	国家戦略特区で認められる 外国人旅行 客へのビザ発 給要件の緩和 と利と入管手続き の迅速化 に関する特例措 置を全国に適用 拡大すること	外国人観光客の飛躍的な増大と地域の活性を活かした観光産業の振興を図るため、国家戦略特区で認められる外国人観光客へのビザ発給要件の緩和と入管手続きの迅速化を図る特例措置について、全国に適用拡大すること。	日本商工會議所	審議庁 法務省 外務省	【法務省】 出入国審査手続の迅速化については、上陸審査場の場内整理員として審査ブースコンシェルジュという形で民間の力を活用しているほか、事前に利害希望者登録を行った日本人と我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち一定の条件を満たす者に対する自動化ゲートの活用及び審査手続を行い、少しでも上陸審査手続が円滑かつ迅速に行えるよう努めています。 【外務省】 国家戦略特区については、平成26年5月1日に区域を定める政令が公布され、それぞれの区域方針が出ております。	出入国管理及び難民認定法第6条の2、第7条第1項、第2条第1項、第6条第1条、第6条第1項、第6条第1項	【法務省】 対応不可 【外務省】 事務実験 【外務省】 現時点では、国家戦略特区の区域方針が定められた段階であり、外国人観光客へのビザ発給要件の緩和について、国家戦略特区で認めているというものはございません。		
260711004	26年 4月21日	26年 5月14日	26年 7月11日	外国人技能実習制度の拡充	外国人技能実習制度が、実習生・雇用する企業双方にとってより効果的な制度となるよう、技能実習期間の延長や対象職種の拡大に加え、受け入れ人数枠の拡大や手続きの簡素化、来日前の日本語教育の充実なども図られたい。	大阪商工會議所	法務省 厚生労働省	・在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっています。 ・実習実施機関が本邦において実施する日本語等の講習の総時間数は、申請人が本邦において上級の活動に従事する予定の時間の6分の1以上であることを満たす場合に12分の1以上であることをとれています。 ・技能実習1号の対象者等は、技能実習1号で修得した技能等に習熟するものであることを一定水準の技能等を修得したことについて公的評価で認められるものとして技能実習制度推進事業運営基本方針における職種及び作業(63種類・26作業)に登録するのに必要な技能等とされています。 ・受け入れる教数に際して原則として、申請人を含めた実習実施機関に受け入れられている技能実習生(別表第1の2の者の技能実習生の下欄第1号に掲げる活動に従事する者に限る)の人数が当該機関の常勤の職員(外国人に所属する事務所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く)の総数の20分の1以内であることが要件とされています。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項、第2条第2項、第8条規則第3条、別表第1の2の者の技能実習生の下欄第1号に掲げる活動に従事する者に限る)の人数が当該機関の常勤の職員(外国人に所属する事務所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く)の総数の20分の1以内であることが要件とされています。	検討に着手	技能実習制度は、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図ることをも拡充を行うこととされています。具体的には、 ・審査手続体制の抜本的強化 ・対象職種の拡充 ・日帰国後、最大2年の実習期間延長 ・受け入れ枠の拡充 が盛り込まれております。 今後、これらを踏まえて見直しを進めて行くこととしております。	
260711010	26年 5月9日	26年 5月30日	26年 7月11日	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること	日本の空港を経由して外国へ向かう外国人の乗継客を、わが国、とりわけ地方への観光客として取り込むため、韓国で認められているような乗継客向けの無査証入国制度を導入すること。	日本商工會議所	審議庁 法務省 外務省	本邦を経由して本邦外におこなうる航空機の乗客について査証を要するところと、同時に上陸査証を発給して、香港に上陸する際には、香港に上陸する際には、船又は飛行機に乗りている乗継客は、本邦を経由して本邦外におこなうる乗客に対して、乗継客が本邦に上陸するまでの間72時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。	出入国管理及び難民認定法第14条、第15条、第16条、第17条、第18条規則第13条	現行制度 下で対応可能	寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうる航空機等の乗客について、運送業者の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、ご提案内容については、既存の寄港地上陸許可制度を活用することで十分対応可能であると考えます。	
260711021	26年 5月16日	26年 6月24日	26年 7月11日	グローバル社会に向けた外国人材の在留資格の緩和について(資格外活動許可に係る時間制限の緩和)	日本で学ぶ外国人留学生を積極的に採用したいと考えているが、9月卒業の留学生の場合、翌4月入社までの期間、日本人学生の場合には、入社までの期間を利用して時として有効で、かつ時間の制限を気にせず研修等を行うことができるのに対し、外国人学生の場合には就労開始までの待機期間として「特定活動」の在留資格への資格変更是可能であるが、その間は資格外活動許可を得なければ有給の研修等を行えないことになっている。また、資格外活動許可を取得しても、有給の研修は週28時間が上限とされている。 就職が内定した外国人留学生が有給の研修を受ける場合、資格外活動許可の時間制限を撤廃していただきか、大学が休みの期間に許可されると同等の1日8時間以内としていただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	法務省	留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週8時間以内(教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内))の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われています。 なお、1回の手続で、複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことが可能です。	出入国管理及び難民認定法第19条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項、第15項、第16項、第17項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、第31項、第32項、第33項、第34項、第35項、第36項、第37項、第38項、第39項、第40項、第41項、第42項、第43項、第44項、第45項、第46項、第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項、第56項、第57項、第58項、第59項、第60項、第61項、第62項、第63項、第64項、第65項、第66項、第67項、第68項、第69項、第70項、第71項、第72項、第73項、第74項、第75項、第76項、第77項、第78項、第79項、第80項、第81項、第82項、第83項、第84項、第85項、第86項、第87項、第88項、第89項、第90項、第91項、第92項、第93項、第94項、第95項、第96項、第97項、第98項、第99項、第100項、第101項、第102項、第103項、第104項、第105項、第106項、第107項、第108項、第109項、第110項、第111項、第112項、第113項、第114項、第115項、第116項、第117項、第118項、第119項、第120項、第121項、第122項、第123項、第124項、第125項、第126項、第127項、第128項、第129項、第130項、第131項、第132項、第133項、第134項、第135項、第136項、第137項、第138項、第139項、第140項、第141項、第142項、第143項、第144項、第145項、第146項、第147項、第148項、第149項、第150項、第151項、第152項、第153項、第154項、第155項、第156項、第157項、第158項、第159項、第160項、第161項、第162項、第163項、第164項、第165項、第166項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項、第173項、第174項、第175項、第176項、第177項、第178項、第179項、第180項、第181項、第182項、第183項、第184項、第185項、第186項、第187項、第188項、第189項、第190項、第191項、第192項、第193項、第194項、第195項、第196項、第197項、第198項、第199項、第200項、第201項、第202項、第203項、第204項、第205項、第206項、第207項、第208項、第209項、第210項、第211項、第212項、第213項、第214項、第215項、第216項、第217項、第218項、第219項、第220項、第221項、第222項、第223項、第224項、第225項、第226項、第227項、第228項、第229項、第230項、第231項、第232項、第233項、第234項、第235項、第236項、第237項、第238項、第239項、第240項、第241項、第242項、第243項、第244項、第245項、第246項、第247項、第248項、第249項、第250項、第251項、第252項、第253項、第254項、第255項、第256項、第257項、第258項、第259項、第260項、第261項、第262項、第263項、第264項、第265項、第266項、第267項、第268項、第269項、第270項、第271項、第272項、第273項、第274項、第275項、第276項、第277項、第278項、第279項、第280項、第281項、第282項、第283項、第284項、第285項、第286項、第287項、第288項、第289項、第290項、第291項、第292項、第293項、第294項、第295項、第296項、第297項、第298項、第299項、第300項、第301項、第302項、第303項、第304項、第305項、第306項、第307項、第308項、第309項、第310項、第311項、第312項、第313項、第314項、第315項、第316項、第317項、第318項、第319項、第320項、第321項、第322項、第323項、第324項、第325項、第326項、第327項、第328項、第329項、第330項、第331項、第332項、第333項、第334項、第335項、第336項、第337項、第338項、第339項、第340項、第341項、第342項、第343項、第344項、第345項、第346項、第347項、第348項、第349項、第350項、第351項、第352項、第353項、第354項、第355項、第356項、第357項、第358項、第359項、第360項、第361項、第362項、第363項、第364項、第365項、第366項、第367項、第368項、第369項、第370項、第371項、第372項、第373項、第374項、第375項、第376項、第377項、第378項、第379項、第380項、第381項、第382項、第383項、第384項、第385項、第386項、第387項、第388項、第389項、第390項、第391項、第392項、第393項、第394項、第395項、第396項、第397項、第398項、第399項、第400項、第401項、第402項、第403項、第404項、第405項、第406項、第407項、第408項、第409項、第410項、第411項、第412項、第413項、第414項、第415項、第416項、第417項、第418項、第419項、第420項、第421項、第422項、第423項、第424項、第425項、第426項、第427項、第428項、第429項、第430項、第431項、第432項、第433項、第434項、第435項、第436項、第437項、第438項、第439項、第440項、第441項、第442項、第443項、第444項、第445項、第446項、第447項、第448項、第449項、第450項、第451項、第452項、第453項、第454項、第455項、第456項、第457項、第458項、第459項、第460項、第461項、第462項、第463項、第464項、第465項、第466項、第467項、第468項、第469項、第470項、第471項、第472項、第473項、第474項、第475項、第476項、第477項、第478項、第479項、第480項、第481項、第482項、第483項、第484項、第485項、第486項、第487項、第488項、第489項、第490項、第491項、第492項、第493項、第494項、第495項、第496項、第497項、第498項、第499項、第500項、第501項、第502項、第503項、第504項、第505項、第506項、第507項、第508項、第509項、第510項、第511項、第512項、第513項、第514項、第515項、第516項、第517項、第518項、第519項、第520項、第521項、第522項、第523項、第524項、第525項、第526項、第527項、第528項、第529項、第530項、第531項、第532項、第533項、第534項、第535項、第536項、第537項、第538項、第539項、第540項、第541項、第542項、第543項、第544項、第545項、第546項、第547項、第548項、第549項、第550項、第551項、第552項、第553項、第554項、第555項、第556項、第557項、第558項、第559項、第560項、第561項、第562項、第563項、第564項、第565項、第566項、第567項、第568項、第569項、第570項、第571項、第572項、第573項、第574項、第575項、第576項、第577項、第578項、第579項、第580項、第581項、第582項、第583項、第584項、第585項、第586項、第587項、第588項、第589項、第590項、第591項、第592項、第593項、第594項、第595項、第596項、第597項、第598項、第599項、第600項、第601項、第602項、第603項、第604項、第605項、第606項、第607項、第608項、第609項、第610項、第611項、第612項、第613項、第614項、第615項、第616項、第617項、第618項、第619項、第620項、第621項、第622項、第623項、第624項、第625項、第626項、第627項、第628項、第629項、第630項、第631項、第632項、第633項、第634項、第635項、第636項、第637項、第638項、第639項、第640項、第641項、第642項、第643項、第644項、第645項、第646項、第647項、第648項、第649項、第650項、第651項、第652項、第653項、第654項、第655項、第656項、第657項、第658項、第659項、第660項、第661項、第662項、第663項、第664項、第665項、第666項、第667項、第668項、第669項、第670項、第671項、第672項、第673項、第674項、第675項、第676項、第677項、第678項、第679項、第680項、第681項、第682項、第683項、第684項、第685項、第686項、第687項、第688項、第689項、第690項、第691項、第692項、第693項、第694項、第695項、第696項、第697項、第698項、第699項、第700項、第701項、第702項、第703項、第704項、第705項、第706項、第707項、第708項、第709項、第710項、第711項、第712項、第713項、第714項、第715項、第716項、第717項、第718項、第719項、第720項、第721項、第722項、第723項、第724項、第725項、第726項、第727項、第728項、第729項、第730項、第731項、第732項、第733項、第734項、第735項、第736項、第737項、第738項、第739項、第740項、第741項、第742項、第743項、第744項、第745項、第746項、第747項、第748項、第749項、第750項、第751項、第752項、第753項、第754項、第755項、第756項、第757項、第758項、第759項、第760項、第761項、第762項、第763項、第764項、第765項、第766項、第767項、第768項、第769項、第770項、第771項、第772項、第773項、第774項、第775項、第776項、第777項、第778項、第779項、第780項、第781項、第782項、第783項、第784項、第785項、第786項、第787項、第788項、第789項、第790項、第791項、第792項、第793項、第794項、第795項、第796項、第797項、第798項、第799項、第800項、第801項、第802項、第803項、第804項、第805項、第806項、第807項、第808項、第809項、第810項、第811項、第812項、第813項、第814項、第815項、第816項、第817項、第818項、第819項、第820項、第821項、第822項、第823項、第824項、第825項、第826項、第827項、第828項、第829項、第830項、第831項、第832項、第833項、第834項、第835項、第836項、第837項、第838項、第839項、第840項、第841項、第842項、第843項、第844項、第845項、第846項、第847項、第848項、第849項、第850項、第851項、第852項、第853項、第854項、第855項、第856項、第857項、第858項、第859項、第860項、第861項、第862項、第863項、第864項、第865項、第866項、第867項、第868項、第869項、第870項、第871項、第872項、第873項、第874項、第875項、第876項、第877項、第878項、第879項、第880項、第881項、第882項、第883項、第884項、第885項、第886項、第887項、第888項、第889項、第890項、第891項、第892項、第893項、第894項、第895項、第896項、第897項、第898項、第899項、第900項、第901項、第902項、第903項、第904項、第905項、第906項、第907項、第908項、第909項、第910項、第911項、第912項、第913項、第914項、第915項、第916項、第917項、第918項、第919項、第920項、第921項、第922項、第923項、第924項、第925項、第926項、第927項、第928項、第929項、第930項、第931項、第932項、第933項、第934項、第935項、第936項、第937項、第938項、第939項、第940項、第941項、第942項、第943項、第944項、第945項、第946項、第947項、第948項、第949項、第950項、第951項、第952項、第953項、第954項、第955項、第956項、第957項、第958項、第959項、第960項、第961項、第962項、第963項、第964項、第965項、第966項、第967項、第968項、第969項、第970項、第971項、第972項、第973項、第974項、第975項、第976項、第977項、第978項、第979項、第980項、第981項、第982項、第983項、第984項、第985項、第986項、第987項、第988項、第989項、第990項、第991項、第992項、第993項、第994項、第995項、第996項、第997項、第998項、第999項、第1000項、第1001項、第1002項、第1003項、第1004項、第1005項、第1006項、第1007項、第1008項、第1009項、第1010項、第1011項、第1012項、第1013項、第1014項、第1015項、第1016項、第1017項、第1018項、第1019項、第1020項、第1021項、第1022項、第1023項、第1024項、第1025項、第1026項、第1027項、第1028項、第1029項、第1030項、第1031項、第1032項、第1033項、第1034項、第1035項、第1036項、第1037項、第1038項、第1039項、第1040項、第1041項、第1042項、第1043項、第1044項、第1045項、第1046項、第1047項、第1048項、第1049項、第1050項、第1051項、第1052項、第1053項、第1054項、第1055項、第1056項、第1057項、第1058項、第1059項、第1060項、第1061項、第1062項、第1063項、第1064項、第1065項、第1066項、第1067項、第1068項、第1069項、第1070項、第1071項、第1072項、第1073項、第1074項、第1075項、第1076項、第1077項、第1078項、第1079項、第1080項、第1081項、第1082項、第1083項、第1084項、第1085項、第1086項、第1087項、第1088項、第1089項、第1090項、第1091項、第1092項、第1093項、第1094項、第1095項、第1096項、第1097項、第1098項、第1099項、第1100項、第1101項、第1102項、第1103項、第1104項、第1105項、第1106項、第1107項、第1108項、第1109項、第1110項、第1111項、第1112項、第1113項、第1114項、第1115項、第1116項、第1117項、第1118項、第1119項、第1120項、第1121項、第1122項、第1123項、第1124項、第1125項、第1126項、第1127項、第1128項、第1129項、第1130項、第1131項、第1132項、第1133項、第1134項、第1135項、第1136項、第1137項、第1138項、第1139項、第1140項、第1141項、第1142項、第1143項、第1144項、第1145項、第1146項、第1147項、第1148項、第1149項、第1150項、第1151項、第1152項、第1153項、第1154項、第1155項、第1156項、第1157項、第1158項、第1159項、第1160項、第1161項、第1162項、第1163項、第1164項、第1165項、第1166項、第1167項、第1168項、第1169項、第			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める項目

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回覧取り まどめ	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
261121047	26年 10月14日	26年 11月5日	26年 11月21日	集合住宅の 空ガラス等の 改良の促進 に向けた 区分所有法 の規定の見直し	マンション標準管理規約において、共用部である窓ガラス等の改良は原則、管理組合がその責任と負担において、計画修繕を行わなければならぬが、管理組合が速やかに実施できない場合は、各区分所有者の責任と費用において工事が行なうことができると例示されている。これを区分所有法に規定し、集合住宅の窓ガラス等の改良を促進すべきである。	(一 社)日本 経済 団体連 合会	法務省	共用部分の管理に関する事項(共用部分の変更を除く。)は、規約で別段の定めがない限り、集会の普通決議(区分所有者及び議決権の各区分半数の賛成)により決することとされています。したがって、規約に別段の定めがない限り、窓ガラス等の改良の工事を管理組合が速やかに実施できない場合であっても、各区分所有者の責任と費用において工事を実施できることにはなっておりません。	建物の区分所有 等に関する法律 第18条第1項、 同第2項、第3 9条第1項	対応不可	区分所有建物の共用部分の管理に関する事項は多様である上、各区分所有建物ごとにその適切な決定方法も異なり得ることなどに鑑みれば、個別具体的な事項ごとある当該事項のみを取り上げて、その決定方法を建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)において一律に規定することは適切ではないと考えられます。したがって、御提案について対応することは困難です。	
261121048	26年 10月14日	26年 11月5日	26年 11月21日	会社分割時 の不動産登 記の要件緩 和	事業再編により会社分割を実施した時の建物の所有者変更について、権利の登記がされていない表題部のみの場合は、権利の登記をせずとも表題部で変更ができるようすですか。 (提案理由) 事業再編による会社分割際、権利の登記がされていない表題部のみの登記の所有者を変更する場合、登記料の登記料を支払わなければならぬ、時間と労力が掛かる上に、新規性などの在庫機能は集合住宅においては戸室位置によって異なるため他の区分所有者の理解、賛同を得づらい。このため改修の工事を行なう。住環境が改善されないリスクもある。 このため改修の工事を行なう。住環境が改善されないリスクもある。 表題部だけでは所有者の変更ができるようになれば、事業活性化につながる会社分割を進めることが可能となる。	(一 社)日本 経済 団体連 合会	法務省	表題部所有者の変更は、当該不動産について所有権の保存の登記をした後において、その所有権の移転の登記の手続をすれば、登記をすることができないとされています。	不動産登記法第 32条	対応不可	不動産登記において、表示に関する登記は不動産の物理的現況を把握するための登記であり、物権の得喪及び変更については権利に関する登記で示されます。 そして、表題部所有者は、所有権の登記のない不動産の表示に関する登記事項の変更の際に申請人となることができる者を定める必要性から、表示に関する登記事項とされています。 他方、表題部所有者の変更は、所有権の変更という物権変動が生じたことに伴うものであり、権利に関する登記として公示されるべきであり、表題部所有者の変更によって公示することは不動産登記制度の趣旨より困難であると考えます。	
261121049	26年 10月16日	26年 11月5日	26年 11月21日	動産・債権譲 渡登記制度 における資 格要件の取 扱い(法務局の拡大 (ABL)開通)	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度について、指定登記所を主要都市に拡大する。特に被災地の法務局について優先的に対応し、将来的には各都道府県の地方法務局での取扱いを可能とする。 (提案理由) 現段階は、東京法務局(中野)に取扱いが限られるなど、時間と労力が掛かる上に、新規性などの在庫機能は各都道府県の法務局で取扱いが限られる。 東京法務局(中野)に取扱いが限られるなど、時間と労力が掛かる上に、新規性などの在庫機能は各都道府県の法務局で取扱いが限られる。 行政部動産登記課及び同債権登記課において事務を取り扱っています。 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付のほか、オンラインによることが可能です。 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付のほか、オンラインによることが可能です。	一般社 団法人 全国地 方銀行 協会	法務省	動産及び債権の 譲渡の対抗要件 に関する民法の 特例等に関する 法律第5条第1 項、第3項、平成 17年法務省告示 第101号(動産 及び債権の譲渡 の対抗要件に關す る民法の特例等 に関する法律第5 条第1項の規定 による登記所の 指定に関する件)	対応不可	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人的体制の整備、登記所の回覧課の増設、システムの修繕等に多くの経費を要するところとなるため、現段階においては、東京法務局以外、各都道府県の法務局に窗口を拡大することは現段階では困難な状況となっています。 なお、登記申請書を作成については法務省ホームページに登記申請書の記載例を掲載しているほか、平成26年6月2日から申請人等の利便性の向上を目的として事前提供方式を創設しています。 この方式では、書面による登記申請に先立って、申請データをオンラインで登記所に提供します。そのため、相談の希望がある場合には、登記所へ出向くことなく、登記・供託オンライン申請システムを利用して、あらじめ登記所に送信された申請データの内容に基づいた相談をすることができるようになりました。		
261121050	26年 10月20日	26年 11月5日	26年 11月21日	動産・債権譲 渡登記制度 の整備	(具体的な内容) 個人を譲渡人とする動産・債権譲渡について登記可能としていただきたい。 その上で、譲渡登記が占有改定による譲渡担保に優先するよう制度を改正していただきたい。 (理由) 最近の太陽光発電事業の本格化等に伴い、個人事業主との譲渡担保契約が増えていることから、譲渡担保の公示性を強化するため、個人を譲渡人とする動産・債権譲渡についても登記可能としていただきたい。 その上で、担保設定時に占有改定による譲渡担保権の有無を完全に把握することが困難であることから、動産譲渡登記を優先するよう手当ていただきたい。 (現行規制の概要) 動産・債権譲渡登記の譲渡人は法人に限定されている。 動産・債権譲渡登記のされた譲渡人は法人に限定されない。	一般社 団法人 第二地 方銀行 協会	法務省	・動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、企業の資金調達の円滑化を図る目的として創設されたものであり、法人がする動産及び債権の譲渡を対象とするこことで目的を達成することができます。 また、動産の譲渡に際しては、仮に個人が行なう動産の譲渡を適用対象とすると、個人事業者が、その資金調達にあたって、事業用資産の範囲の動産だけでなく、生活に必要な動産までを譲渡担保に供するよう債権者から強要される事態が生じることも懸念されることから、御提案の内容は慎重な検討が必要であると考えられます。 2. 登記優先ルール採用の点 動産譲渡登記への優先的付与については、動産譲渡登記制度の立案段階においても最大の論点として精力的に検討されました。対抗要件相互間の優先決定基準を錯綜させ、制度の濫用が頻発しづらならないなどの問題点があることから、導入は相当でないされたところであり、対応することは困難です。	対応不可	1. 利用主体の拡大の点 動産譲渡登記制度及び債権譲渡登記制度は、企業の資金調達の円滑化を図る目的として創設されたものであり、法人がする動産及び債権の譲渡を対象とするこことで目的を達成することができます。 また、動産の譲渡に際しては、仮に個人が行なう動産の譲渡を適用対象とすると、個人事業者が、その資金調達にあたって、事業用資産の範囲の動産だけでなく、生活に必要な動産までを譲渡担保に供するよう債権者から強要される事態が生じることも懸念されることから、御提案の内容は慎重な検討が必要であると考えられます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回覧取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)		
261121051	26年 10月20日	26年 11月5日	26年 11月21日	太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度を整備いただきたい、(具体的な内容)	太陽光発電事業における屋根・屋上の賃借に係る登記制度を整備いただきたい、(理由)太陽光発電事業は、土地を賃借して設備を設置するケースに加えて、事業者が他の事業者等の屋根・屋上を賃借して設備を設置しようとするが、現状では建物の一部である屋根の賃借権(登記によっては登記ができないこと)などしているため、発電事業者にとっては屋根を借りる権利が担保されない、(根拠)屋根の所有者と発電事業者の間で賃貸借契約を成立しても、当事者間でしか有効でなく、建物の所有権は第三者へ移転した場合に対する抗力を認めないそれがある、(このため)太陽パネルの設置は、官公庁の建物を利用する場合等に制限されているのが現状である、(現行規制の概要)不動産の一部についての登記はできない(建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃貸借することはできるが、対抗力を具备することはできない)。	一般社団法人 第二回銀行 協会	法務省	建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃貸借をすることはできますが、対抗要件を具备することはできません。	民法第605 条、不動産登記 令第20条第4 号	対応不可	不動産の一部分にすぎない屋根又は屋上の賃借権に対する対抗要件を認める建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあることから、慎重な検討が必要であると考えられます。		
261121056	26年 10月14日	26年 11月5日	26年 11月21日	観光立国実現に向け、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、国内の治安確保の確保のための入国審査体制の整備・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。また、中国については、個人観光客を対象に導入された東北3県(東北3県)に限らず、(現行規制の概要)不動産の一部についての登記はできない(建物の一部分にすぎない屋根又は屋上について、賃貸借することはできるが、対抗力を具备することはできない)。	訪日外国人 観光客に対する 査証発給要 件の緩和・見 直し	(一社)日本経 済団体 連合会	これまでにも中国人やASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行ってきました。なかで中国人向け沖縄歓楽ビザ及び東北3県次ビザについては、それぞれ沖縄歓楽・震災復興、という政府の方針に基づいて決定された措置ですが、これらの次ビザを取り、1回目訪日中に沖縄又は東北3県のいずれかを訪問しますれば、3ヶ月の間は日本のいずれの地域も訪問できることになります。なお、ビザ発給手続きに必要な書類については統一化され、外務省ホームページ等で案示されていますが、審査の過程で追加書類の提出をお願いする際に、個々の関係者により提出可能な書類が異なることがあります。また、ASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行っており、中国人向け沖縄歓楽ビザ及び東北3県次ビザについては、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対するビザ緩和措置が実施されています。沖縄・観光立国実現に向けた措置を実施するにあたり、沖縄・東北3県の観光振興に貢献するため、対象エリアを東北3県に限らず、沖縄等に大きく影響しない限り、次いで全国へと順次拡大するべきである。	警務庁 法務省 外務省	これまでにも中国人やASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行ってきました。なかで中国人向け沖縄歓楽ビザ及び東北3県次ビザについては、それぞれ沖縄歓楽・震災復興、という政府の方針に基づいて決定された措置ですが、これらの次ビザを取り、1回目訪日中に沖縄又は東北3県のいずれかを訪問しますれば、3ヶ月の間は日本のいずれの地域も訪問できることになります。なお、ビザ発給手続きに必要な書類については統一化され、外務省ホームページ等で案示されていますが、審査の過程で追加書類の提出をお願いする際に、個々の関係者により提出可能な書類が異なることがあります。また、ASEAN諸国人に対するビザ緩和措置を行っており、中国人向け沖縄歓楽ビザ及び東北3県次ビザについては、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対するビザ緩和措置が実施されています。沖縄・観光立国実現に向けた措置を実施するにあたり、沖縄・東北3県の観光振興に貢献するため、対象エリアを東北3県に限らず、沖縄等に大きく影響しない限り、次いで全国へと順次拡大するべきである。	外務省設置法 検討に着手	外務省設置法 検討に着手	インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対しては、平成26年11月中を目処に、指定旅行会社の取り扱いバケーション・アーリーリリース料金を簡素化します。また、インドネシア国民に対する在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を平成26年12月1日より開始する予定です。また、中国人に対する数次ビザについて、その発給要件を緩和することを決定しております。具体的には、商用目的の者や文化人・知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北3県次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北3県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入となります。具体的な運用開始時期及び詳細については、現在検討中です。	
261216049	26年 10月31日	26年 11月21日	26年 12月16日	フィリピン国籍者における査証申請滞在時の日本入国査証免除措置の実施	[要望の具体的な内容] 短期滞在の目的で日本に滞在することを希望するフィリピン国籍の者に、査証免除措置を実施するようお願いしたい。 [規制の現状と要望理由] フィリピン人材の入国査証においては、2013年および2014年に緩和措置を実施しているが、今なおすべての渡航者に事前の査証取得が必要な現状がある。 [要望理由] 多くの日本企業がフィリピンに企業拠点を有しており、比国拠点における機能および人材の役割は、今後一層、重要なものになると見込まれる。今後、より多くの現地人材が事前の査証手続きなく、タイ人に日本へ渡航し、良質な情報共有と緊密な連携が図られるようになれば、日比両国の発展に大きく寄与するものと考える。 [要望が実現した場合の効果] 多くの日本企業がフィリピンに企業拠点を有しており、比国拠点における機能および人材の役割は、今後一層、重要なものになると見込まれる。今後、より多くの現地人材が事前の査証手続きなく、タイ人に日本へ渡航し、良質な情報共有と緊密な連携が図られるようになれば、日比両国の発展に大きく寄与するものと考える。	(一社)電子傳 送技術 産業協 会	フィリピン国民に対しては、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、フィリピンに居住するフィリピン国民(一般旅券所持者)に対する短期在留次ビザの発給を平成25年7月1日より開始しております。また、インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、免給要件の緩和に加え、有効期間を最5年間に伸長したほか、これら3か国以外の国に居住している方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能となる緩和措置を本年9月30日より実施しております。 なお、従来より商用目的で数次ビザを発給する際、下記1の対象者に、下記2のとおり申請書類の簡素化を行っております。 1. 対象者 次のいずれかの要件を満たす企業・課長相当職以上の地位にある者、もしくは1年以上在籍している常勤の者。 (1) 国官企業・公営企業 (2) 株式上場企業 (3) 大使館・総領事館がある都市に置かれた日系企業・商工会の会員である者 (4) 本邦の日系企業・機関企業を出資している合弁企業、子会社、支店等 (5) 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業 2. 申請に必要な書類 (1) ビザ申請書(写真貼付) (2) 旅券 (3) 申請人が勤務する企業が上記項目に該当することを証する資料 (4) 数次ビザを必要とする理由書またはそれを記した招へい理由書	外務省設置法 検討に着手	外務省設置法 検討に着手	今後の更なる査証緩和については、観光立国実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、検討していきます。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府での 回覧取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
261216050	26年 10月30日	26年 11月21日	26年 12月16日	外国人留学生 を対象とした 大学等 の就労 規制の緩和 と 留学生の 就労 規制の緩和	企業活動のグローバル化進展とわが国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象とした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本の大学等で学んだ外国人留学生の採用意欲は、年々上昇する傾向で、2016年は約52%となっている。特に、ペルナム(インドニア)、東南アジア諸国連合出身の留学生の採用意欲が最も高いが、日本の留学生の来日を促すためには、①現在規制されている大学や専門学校の夜間コースに在籍を認めるとともに、②外国人留学生が自立して生活できるよう、アーリーバイト就業時間数の上限である週28時間を見直すべきである。	大阪商工会議所 法務部 文部科学省 学生労働省	「留学」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。就労時間及び就労内容を明らかにして個人情報等の活動許可申請を行った場合には、その活動内容を審査した上で問題がなければ、包括許可(1週28時間以内)の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いがなされています。なお、1回の手続で複数の雇用契約・複数の期間に係る就労活動許可を行うことができます。	出入国管理及び 難民認定法第2 条の2、別表第 1条第1項及び第 1項第2号、別表第 19条第1項及び第 1項、別表第1の 4、出入国管理 及び難民認定法 第19条第1項 別表第19条、 出入国管理及び 難民認定法第7 条第1項第2号の 基準を定める省 令法別表第1の4 の表の下欄に掲 げる活動の項	対応不可	「留学」の在留資格は、教育機関において教育を受ける活動を行って本邦に在留する者に付与されるものであるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第1項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の規定に基づく資格外活動の許可は、本文の在留活動である学生に支障のない範囲の一定の範囲で、留学中の学生その他必要経費を補う目的で行うアーリーバイト活動を例外的に認めるものです。また、夜間コースは、勤労者等の時間的制約があるため昼間に通学できない方への学びの場の提供を目的としているものであり、このようなコースにおいて学ばれる方の主な活動は教育を受ける活動とは異なる就労等となります。したがって、夜間コースにおける教育や包括許可における就労時間の緩和といふの提案については、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から対応困難です。	
261216051	26年 10月31日	26年 11月21日	26年 12月16日	留学生採用 の在留資 格条件の緩 和	[提案の具体的な内容] 留学時の専門と直接関係のない業種での就労についても、在留資格発給条件の緩和を検討する必要がある。 [提案理由] 特にサービス業での外国人観光客の受け入れ増加に対応して、外国人採用ニーズが大きく、企業・外国人観光客双方にとってメリットがある。	(公社)関西経済連合会 警察庁 法務省 厚生労働省	「技術」又は「人文知識、国際業務」の在留資格に係る審査に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容との関連性が認められることが必要ですが、関連性の判断に当たっては、柔軟に取り扱っています。	出入国管理及び 難民認定法第2 条の2、別表第 1条第2項、別表第 1の2の表、出入 国管理及び難民 認定法第7条第1 項第2号の表の 基準を定める省 令法別表第1の4 の表の下欄に掲 げる活動の項	現行制度 下で対応 可能	現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の技術を必要とする業務に従事する事例が多いため踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識、国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容を踏まえ、柔軟に取り扱うべきである。また、企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受け入れについては、業務に要する知識等の区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」に一本化する改正入管法の施行(平成27年4月1日)に向け、関係省令の整備等の準備を進めています。	
261216052	26年 10月31日	26年 11月21日	26年 12月16日	就労可能な在 留資格の種 類の増加検 討	[提案の具体的な内容] 就労可能な在留資格の種類の増加 [提案理由] 生産人口減少に対応し、現状の就労条件を拡大し、一部の労働人口の高齢化と人手不足が深刻化、農業、林業、漁業などの業種への就労を可能とする。	(公社)関西経済連合会 警察庁 法務省 厚生労働省	外国人が我が国に在留するには、原則として、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のいずれかをもって在留することとされており、就労活動ができる在留資格は、別表1の1、2及び5の表に定められています。	出入国管理及び 難民認定法第2 条の2、別表第 1の2及び5の 表	対応不可	政府の方針として、我が国では専門的・技術的分野の外国人の受け入れは行っておりませんが、いわゆる単純労働者の受け入れは行っておりません。この方針に基づき、出入国管理及び難民認定法別表1の第1、2及び5の表に定める在留資格が設けられているため、御提案に対応することは困難です。	
270115001	26年 4月21日	26年 5月14日	26年 5月30日	クルーズ客船 における入 国手続きの迅 速化	海外からの大型クルーズ客船を最初に迎える港では、数千人規模の外国人乗客の入国審査を一時に行う必要がある。乗客にストレスを与える、かつ国内での移動や買い物の時間がより長く確保されるためにも、入国手続きの迅速・円滑化が重要である。そのため、入国審査体制を強化するとともに、大型クルーズ船については入国審査が事前に海外から乗船し、航行中の船内で入国審査手続きを完了する海外臨港審査を積極的に実施されたい。	大阪商工会議所 法務省	大型クルーズ船の乗客を対象として、香港地上陸許可を活用した審査を実施するとともに、クルーズ船対応のため入国審査官を増員する等、入国審査手続の迅速化・円滑化に取り組んでいます。	出入国管理及び 難民認定法第7 条、第14条	検討に着手	公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨港審査の実施に向けて検討することとしています。	
270115002	26年 4月21日	26年 5月14日	26年 5月30日	外国企業の 誘致活動の 強化	外国人が日本の投資・経営権を取得するには、前もって日本国内に法人を設立しておく必要があるなど、手続き上困難な制度を実感に即して改められたい。	大阪商工会議所 法務省	我が国において在留資格「投資・経営、又は「企業内転勤」の活動を行うことを目的として在留資格認定証明書交付申請を行な場合には、同申請に係る説明資料として当該企業の登記事項証明書を求めています。	出入国管理及び 難民認定法第7 条の2、出入国 管理及び難民 認定法施行規 則第6条の2、別 表第三	検討を予定	新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出がなくとも入国を認めることがあります。検討し、結論を得ることとしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回覧取り まとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
270115003	26年 8月5日	26年 9月10日	27年 1月15日	総合国際職業訓練校の設置	[具体的な内容] 総合国際職業訓練校を推進し、中小製造業などへの人材供給を支援するため、在留資格を与える留学の対象に公共職業訓練校を追加するなど、外国人人材を活用する制度創設を求める。 [提案理由] 「公共職業訓練は、離職者、在職者及び学卒者に対して行われてあり、職業訓練校での就学は、留学の対象になっていない。また、外国人は在留資格を取得している必要があり、離職者や学卒者は利用が困難である。 なお、本提案は、平成26年3月に、大阪府・市共同設置の附属機関「大阪府市規制改革会議」から提言があったものである。	大阪府 法務省 厚生労働省	「留学」の在留資格をもって本邦に在留するには、「出入国管理及び難民認定法第7条第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第1項第2号並びに第14条第1項の「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」並びに平成27年法務省告示第145号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める要件を満たす必要があります。	対応不可	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり、その性質上、当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされています。 そのため、教育機関、つまり教育を行う実施主体が大学等と同様と認める場合、大学等が「より遅延ある」として、「留学」の在留資格に該当しまり、現行においては、公共職業能力開発施設のうち職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校以外で行われる公共職業訓練は「留学」の在留資格には該当しないことになります。		
270220003	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 2月20日	訪日観光ビザの緩和	[提案の具体的な内容] 2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。また、2014年9月末より順次緩和されるインドネシア、フィリピン、ベトナム3国との訪日ビザ緩和の継続及び事務手続きの簡素化。並びに(東南アジア以外も含め)更なる対象国への追加。 [提案理由] 2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。また、2014年9月末より順次緩和されるインドネシア、フィリピン、ベトナム3国との訪日ビザ緩和の継続及び事務手続きの簡素化。並びに(東南アジア以外も含め)更なる対象国への追加。 訪日観光客数は増やすことにより、各國と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。 東南アジア6国(タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)および全体の訪日観光客数の2015年同期比の推移。(UNTO発表資料より) <東南アジア> 1-3月:145.4% 4-6月:151.1% 7-8月:128.7% <全 方面> 1-3月:125.7% 4-6月:125.4% 7-8月:124.6%	(公社) 関西経済連合会 法務省 外務省	ASEAN諸国に対する、御提案の具体的な内容に記載のビザ緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、2013年11月18日より短期滞在ビザを導入しております。また、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より、インド国民に対しては同年7月3日より、短期滞在ビザを導入しております。 インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に伸長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しております。また、2014年1月20日より、指定旅行会社の取り扱い「ワーツーシップ」に参加する方のビザの申請手続きを簡素化しております。 また、フィリピン国民に対しては、小口金銭の交換の事前登録によるビザ免除を12月1日より開始しております。 この他にも、中国人に対する数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人、知能の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済的理由を緩和する。個人観光者については、当該の所得者に限り、沖縄・東北3県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入しております。	検討を予定	「制度の現状のとおり、日本再興戦略に明記されたビザ緩和措置は、すべて実施しました。加えて中国にいるする数次ビザの異なる緩和を行ったところです。これら一連のビザ緩和を通じ、訪日増加が見込まれる中国の接待は、発行点では相当程度達成できています。 今後のさらなる緩和措置については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国実現に向けた必要性及び効果等への影響をよく考慮して、各國との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討してまいります。			
270220031	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 2月20日	住民票の写し等の請求事務の負担軽減	[内容] 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍、戸籍の附票等の請求窓口の一元化(例えば総務省に専用窓口を設置)、または、各市区町村における住民票の写し等の請求事務の統一。 [理由] 生保険は保険期間が超長期で、契約者が保険期間中に複数回転居(高齢化により介護施設への入所も増加)することもある。契約者は保険会社への転居の通知が漏れ、保険会社からの連絡が不能なケースがある。また、受取人を法的代理人としている場合、複数の法定相続人の全員または一部の者が同一の住所で登録している場合、戸籍登録の複数の法定相続人の登録が複数ある。こうした場合、生命保険会社は、保険金の支払いを確認するため、市区町村に対して当該契約者の住民票の写し等を要する。市区町村に対して当該契約者の住民票の写し等を確認しているが、市区町村ごとに事務処理等が異なっており、生命保険会社に多大な負担がかかっている。 契約者等が複数回(市区町村をまたいだ)転居している場合は、最新の住所確認のため(1)住民票の写し等を転居先を確認し、転居先の市区町村に対して改めて住民票の写し等を請求するということを順次繰り返す(2)戸籍の表示された住民票の写し等を請求して本籍を確認し、本籍のある市区町村に対する戸籍の写し等を請求するのいずれかを行なうが、(1)は、転居の回数分だけ請求手数料をする必要があり、生命保険会社の負担が大きい。(2)は、当該住民票の写し等の交付を拒否する市区町村があり、戸籍の附票が得難いケースがある。請求窓口の一元化により、こうした問題をすべて解決することができる。 金銭的に統一できる事務処理等については、「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のための手続の統一」の手続の統一が求められる。た場合、平成26年1月19日総務省行政政務市町村課長から各都道府県民基本台帳担当課あて事務連絡)について、平成27年2月18日に開催した全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議において、改めて周知しました。	(一社) 生命保険会社 総務省 法務省	[総務省] 市町村は、本人等又は親若しくは地方公共団体の機関以外のものであって、住民票記載事項を確認するにつき正当な理由がある者、自己の権利行使や義務履行につき必要な場合などから、住民票に写し等が必要である旨の申出があり、その申出を相当と認める時は、住民票の写し等を交付することができます。 申出にあたっては、申出者は、その氏名及び住所(申出者が法人の場合は、その名称、代表者は又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地)等を明らかにすることとされています。 [法務省] 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。	[総務省] 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。 [法務省] 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。	[総務省] 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。 [法務省] 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。	対応不可	「戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。 戸籍の謄本若しに(抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。))の交付の請求は、本籍地の市区町村長に行なうこととされています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回覧取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220032	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	ファクタリング業務に係る規制緩和	【制度の現状】「債権管理回収業に関する特別措置法(「サービス法」)に定める「特定金銭債権」の範囲(金銭債権等が保有する貸付債権等が限定して査定される)が、ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が含まれていない。 【要望内容】債権管理回収業に関する特別措置法(「サービス法」)第2条に定める「特定金銭債権」、(15号)のファクタリング(債権関係等)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	検討を予定	本提案については、平成26年5月に業界団体から提出されたサービス法改正要望書に記載されていること、議員立法により、これを踏まえたサービス法改正作業が進められている(改正法案については、平成26年1月までに、与党である自民党的政務調査会法務部会、政調審議会及び総務会において了承されました。)と承知しています。 今後、同法案が国会に発議・審議される際には、政府として必要な協力をまいります。	
270220033	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	サービスが取り扱い可能「特定金銭債権」の範囲の拡大	【制度の現状】「債権管理回収業に関する特別措置法」(「サービス法」)の規定上、サービスが取扱い可能である「特定金銭債権」の範囲拡大、手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手形料債権、貸付契約に基づいて賃貸された金融アパリティ取引契約に基づく債権等。 【要望理由】現段のままであると、サービスを最大限活用することができず、銀行業界全世界として非効率。本要望が実現することにより、銀行債権をサービスへ委託するための障壁がミニマ化され、銀行業界・サービス業界双方の活性化に繋がる。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は、一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されています。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第3条	検討を予定	本提案については、平成26年5月に業界団体から提出されたサービス法改正要望書に記載されていること、議員立法により、これを踏まえたサービス法改正作業が進められている(改正法案については、平成26年1月までに、与党である自民党的政務調査会法務部会、政調審議会及び総務会において了承されました。)と承知しています。 今後、同法案が国会に発議・審議される際には、政府として必要な協力をまいります。	
270220034	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	債権回収会社の商号による規制緩和	【制度の現状】債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービス法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない」と定められている。 【要望内容】「債権回収」の文字を用いなければならない規定を削除する。 【要望理由】本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制とともに、によって民間業者に開放する一方、許可に当たり、暴力団等を社会の勢力の参考と排除するための仕組みを講じることとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を充実し、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。立法当時の金融環境にあっては、「不良債権処理」に射程があったが、昨今においては、金融円滑化の取り組み等も含め、常時債権の段階から不良債権処理まで、債権回収会社が一貫して受託する形態も認められる。しかし現行法制度での弁護士法の受け止めて、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することとの抵触感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言ふ。既に、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを委託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考える。	都銀懇話会	法務省	債権回収会社は、その商号中に、「債権回収」という文字を用いなければならない旨が規定されています。	債権管理回収業に関する特別措置法第13条第1項	対応不可	サービスの商号中に債権回収という文字を用いなければならないとするサービス法第13条第1項の趣旨は、弁護士法の特例(サービス法第1条)として特定金銭債権の管理回収を行なうことを認めた許可業者とそうでないものの識別を容易にし、国民が不測の損害を被ることを防止するため、サービス法に基づく債権回収業の許可を受けた者であることを商号に明瞭にすることにあります。たとえ適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを委託業務とする債権回収会社等であっても、この趣旨は妥当のことから、債権回収の文字の使用をしないことについては、極めて慎重な検討が必要です。	
270220035	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	グループ企業間の法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受ける。	一定の基準(親会社が100%子会社に対して法律事務を行う場合に限る等)を満たしたグループ企業間での法律事務は、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示してほしい。 法人格が別であっても、親会社が100%子会社に行う法律事務等は、実質的見地からすれば他人性の要件を欠くと考えられる。 <規制の現状> グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受ける。 <要望理由> 子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ会社への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。従って、情報の漏洩や不正行為等のリスク管理意識の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う可能性がある場合に、「他人性」を欠くと考えられるグループ会社間であれば、事件性のある法律事務を含めて取り扱うことができるることを明確にすべきである。本要望は、同条の趣旨を逸脱するものではないと考える。 2012年度改定要望への政府回答において示された仮に上記の要望を採用し場合に懸念される悪質なケース(財務的に親子関係を創出する場合等)については、かかる特異な例が有り得るという不確定な可能性を以て企業の経営活動の効率性を損ねることに合理性は見出せない。また、基準を明確に設けることでこれを排除することができ、万一本のやうな脱法行為があった場合は個々の事件に応じて解決を図るべきものと考える。 <要望が実現した場合の効果> 企業におけるグループ経営の活性化及び効率的な企業活動が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	法務省	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことを業とすることはできず、その違反者には刑罰が科せられます。	弁護士法第72条	対応不可	グループ企業であっても法人格は別ですから、基本的には、完全親子会社間を含め、グループ企業間での法律事務の取扱いであるとの一事をもって「他人性」の要件を欠くとして、弁護士法第72条の構成要件に該当しないことはできません。なお、弁護士法第72条は罰則の構成要件であり、その解釈・適用は、検査機関や、最終的には裁判所の判断に委ねられているものであり、法務省の見解は、検査機関や裁判所の解釈を拘束するものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

- 「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
- 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
- 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回数取り まどめ	提案事項	提案の具体的な内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
270220036	26年 10月23日	27年 1月29日	27年 2月20日	日本語教育 機関の審査 (校地校舎自 己所有)判断 基準の緩和	<p><提案内容> 法務省(八国管理局)の日本語教育機関の審査において、財団法人日本語教育振興協会(日本語教育機関の運営に係る基準、及び、日本語教育機関審査内規、に別)、日本語教育機関の過格審査を判断する場合、「(内規 12. 校地・校舎 (3) 日本語教育機関の校地及び校舎については自己所有とする規制部分を、以下の要件を満たす場合、日本語教育機関の運営上支障がないことが実績上確実であり、同内規、平成10年以降(同様)と同様に、2年以下の賃借権を可とする。)</p> <p>以 下をすべてに該当する日本語教育機関を設置する法人に対し適応する 1. 日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること 2. 同法人が運営する日本語教育機関が法務省認定適正校であること</p> <p><提案理由> 弊社は、法務省告示の民間が経営する日本語教育機関として25年以上にわたり、多くの留学生を受け入れ、日本語を実施しております。また、法務省より選定校として認定もされております。 この度、留学生の「單語の30人以上計画」達成の実績を担うべく、東南アジアを中心とした日本語を学びたいとする留学生の受け入れを積極的に促進するため、弊社としても受け入れ施設の構成(複数設置)を行う所存です。 しかしながら、告示に至るには、法、実行規則、省令、条例、行政規則、行政内規等の定めの無い、一般財政法人の審査基準に従り、その基準にて設置可否が判断されるという状況です。 また、その審査基準内容は、事实上、日本語教育機関(校舎)の新規開設を制限する内容のため、国の施設計画達成を大きく遅延させるものであります。その遅延を大幅に改善すべく、上記の通り提案させていただきます。</p>	民間企 業	法務省 文部科学 省	「日本語教育機関審査内規」において、「平成7年10月以降に開設しようとする日本語教育機関の校地及び校舎については、原則として自己所有するものとする。」とされているところ、この内規に則って審査をしてあります。 なお、国や地方公共団体などの所有で譲渡ができないなどの特別な事情がある場合は、「20年以上の賃借権又は地上権が設定されており、日本語教育機関の運営上支障がない」とが認定であると認められる場合には、自己所有であること要しません。	出入国管理及び 難民認定法第7 条第1項第2号の 基準を定める省 令の留学の在留基 準に係る基準 の規定に基づき 日本語教育機関 等を定める件	検討を予 定	御提案では、校地及び校舎の賃貸を認める条件として、日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営すること、及び、法務省において行っていける教育機関の選定結果が適正校であることを示すが認識します。日本語教育機関の運営に際する基準、18歳未満における設置者が日本語教育機関を経営するため必要な経済的基礎を有することに該当するか否かの判断材料として、平成7年10月以降に開設する日本語教育機関に対し求めています。 これは、日本語教育機関が設備及び施設に際して専修学校等に準ずる機関であると認められる場合には、専修学校等が求められる校地及び校舎の所有形態に準ずる必要があることから、当時の専修学校設置基準等を踏まえ、平成7年10月以降は自己所有を求めることがされたものです。 現在、「日本語教育機関の運営に関する基準、及び、日本語教育機関審査内規」の見直しの検討を行っているところ、現行の専修学校設置基準等を踏まえ、当該検討の過程において、御提案を受け可能か否かについて検討させていただきます。	
270220037	26年 10月14日	27年 1月29日	27年 2月20日	永住許可に 必要な在留 歴の算定方 法の見直し	<p>永住許可に必要な在留歴に係る要件について、「引き続き」ではなく「通算で」10年以上本邦に在留していることとすべきである。</p> <p><提案理由> 永住者の在留資格に変更を希望する外国人社員が永住許可を申請する際には、1. 素行が善良であること、2. 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、3. その者の永住が日本国の利益に合すると認められるこの3つの要件を満たすことが求められている。この3つについては、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること」ただし、この「原則」として引き続き10年以上在留していることを要する」と規定されている。 しかし、当該外国人社員が永住許可に必要な在留歴を算定する場合、「引き続き」とは見做されず、在留歴の算定がリセットされてしまうため、将来的に永住許可申請をする当該外国人社員に海外勤務を命じるなど、グローバルな人事異動を行うことを日本企業が譲る要因になっている。永住許可に必要な在留歴の算定方法を「通算で」10年以上日本に在留していることとすることにより、日本企業が当該外国人社員にグローバル人材として活躍する機会を提供しやすくなると考えられる。</p>	(一 社) 日 本経 済 團 体 連 合 会	法務省	永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、「在行が善良であること」、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することの要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合すと認めた」ことが要件として定められています。	出入国管理及び 難民認定法第2 条第22条、別表第2	対応不可	出入国管理及び 難民認定法第2 条第22条、別表第2 の規定に合する旨を認めると、への適合性については、申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるのですが、永住許可に関する予見可能性の向上の観点から、一定の目安を「永住許可に関するガイドライン」として公表しています。 同ガイドラインの中で、在留歴については、「原則として引き続き10年以上に本邦に在留していること」としており、継続して在留することを基本としていますが、永住許可は上記のとおり総合的に判断されるべき資質のものもあり、一旦、出国した場合であっても、そのままの在留状況を考慮し、定めが認められる場合など、個々の事情により、上記ガイドラインに直接はまらない永住を許可する事例があります。 しかしながら、これらは、単純に在留歴を通算したものを一概に継続在留と同様に取り扱えるものではなく、個々の在留状況全体を総合的に判断した結果であることから、上記ガイドラインに一律に記載することは困難です。	
270220038	26年 10月20日	27年 1月29日	27年 2月20日	動産譲渡登 記等を取り扱 う登記所の確 認化	<p>(具体的な内容) 動産担保登資促進の観点から、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化する。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先する。 (理由) 現在は、登記等の取扱いが東京法務局に限定されており、地域金融機関は迅速な対応が出来ない。実務的には法務局で担当者から指導(不備の指摘)を受けてから申請書を作成することが一般的であります。取り扱う法務局の拡大を図ったいために、日本再興法典において登記手続を実現していただきたい。 また、東日本大震災からの復興支援のため、企業にとって、動産・債権譲渡登記制度を活用しやすくなるためにも、被災地の法務局において手続が行えるよう、復先の対応を認めたいたい。 (現行規制の概要) 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に在する東京法務局行政部動産登記課及び債権登記課(以下「動産・債権登記課」といいます)において事務を取り扱っています。 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付(動産・債権譲渡登記規則(平成10年政令第259号)のほか、オンラインによることが可能である(動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号)第24条第1項))。</p>	(一 社) 第 二地 方銀行 協 会	法務省	動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に在する東京法務局行政部動産登記課及び債権登記課(以下「動産・債権登記課」といいます)において事務を取り扱っています。 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付のほか、オンラインによることが可能です。	動産及び債権の 譲渡の対抗要件 に関する民法の 特例等に関する 法律第5条第1 項、第3項、平成 17年法務省告示 第501号(動産及 び債権の譲渡の 対抗要件等に関する 民法の特例等 に関する法律第5 条第1項の規定 による登記所の 指定に関する件)	対応不可	動産譲渡登記及び債権譲渡登記の登記所の拡大に当たっては、人の体制の整備、登記所の回線の増強、機器の増設、システムの改修等に相当額の経費を要することとなるため、現状において、東京法務局以外の登記所にまで窓口を拡大することはできない状況となっています。 なお、登記申請書の作成については法務省ホームページに登記申請書の記載例を掲示しているほか、平成26年6月2日から申請人等の利便性の向上を目的として事前提供方式を創設しています。 この方式では、書面による登記申請を先立って、申請データを記載・封託オンライン申請システムを利用して、オンラインで登記所に送付します。そのため、相談の希望がある場合には、登記所へ出向くことなく、あらかじめ登記所に送信された申請データの内容に基づいた相談をすることができるようになりました。	
270220039	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 2月20日	株式担保付シ ンジケートロ ーン債権の 債権譲渡の 権益手続 きの簡素化	<p>[制度の現状] 株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保()付シンジケートローン債権を、他の金融機関間に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という)から新質権口座へ振替することにより対応している。共有者(シンジケート)の株式質権口座に振替と担保設定した株式担保をもつ。</p> <p>[要望理由] 債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。 既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求してあり、既存行の事務の手間がかかる。</p>	都銀懇 話会	金融庁 法務省	振替株式について設定されていた質権が移転した場合の手続については、社債、株式等の権利に関する法律(以下「振替法」という)上、これを直接規定する明文の規定はありません。	-	対応不可	振替株式に設定されたA、B及びCを質権者とする債権の被担保債権につきAの有する債権の一部がBに譲渡された場合に、「制度の現状」に記載されている解説・運用が行われていることは承認しているところ、このようない解説・運用によらずに、口座名義人にDを追加することによって対応することの是非については、振替法第141条その他の振替法全条の構造との整合性を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号()については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220053	26年10月31日	27年1月14日	27年2月20日	クルーズ船による来日観光客の寄港地上陸許可制度の運用改善と、トランジットビザ発給方法の見直し	<p>[提案の具体的な内容] 我が国を経由するクルーズ船の乗客の、寄港地立ち寄りを容易にし、インパウンド促進に資するため、クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」の運用改善について、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題があるので、柔軟な運用を求める。 トランジットビザ発給を、ネットで申請・需給する等の発給方法を見直すことを要望する。</p> <p>[提案理由] クルーズ船における「寄港地上陸許可制度」については、審査に時間がかかることや、出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可しない等の課題がある。 また、トランジットビザ発給のためには、あらかじめ在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限定されている。</p>	(公社)関西経済連合会	審議官 法務省 外務省	平成26年12月までは、可能な航路のクルーズ船の外国人乗客に対して、寄港地上陸許可制度を活用した特例措置により対応してきたところ、特例措置は一般的な上陸手続に比較して審査時間が短縮されるとして、クルーズ船社等から一定の評価を得ていた反面、対象にならないクルーズ船が多いといった課題があつたと承知しています。なお、「出発予定が最先便でない場合には上陸を許可しない」との御指摘については、クルーズ船の乗客は一般に船舶とともに移動するので、事実誤認と思われます。 通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館に必要書類原本を提出して頂いた上、審査を経て、発給しております。	出入国管理及び難民認定法第4条第1項、第14条の2、第26条の3 外務省設置法	について、現行制度下で対応可能(一部について事実誤認) について、対応不可	について 平成26年1月からは、改正入管法に基づく「船舶観光上陸許可」が導入され、従来の特例措置よりも多くのクルーズ船の外国人乗客に対して簡易な手続で上陸を許可する事が可能となりました。また、航空機等で来日して、本邦の出入国港からクルーズ船に乗船した乗客に対する上陸手続についても「再入国許可」を受けたものとみなし、簡易な手続で上陸を許可する事が可能となりました。 法務省においては、引き続き、クルーズ船の外国人乗客に係る上陸手続の円滑化について、検討を進めて参ります。	
270220054	26年12月1日	27年2月3日	27年2月20日	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>[提案内容] 会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>[理由] 過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつて口行為の標的にならないとも限らない。 こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の亂視にも逆行するものである。 登記簿への住所記載の理由は、登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の適用のため等を考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することによって所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。</p>	(一社)日本損害保険協会	法務省	株式会社の代表者の住所は、会社法(平成17年法律第6号)第311条第1項第14号に基づき登記され、その登記された事項は、商業登記簿謄本で会社の代表者の住所を誰でも取得できる状態となっています。登記の真実性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過料制裁の適用のため等を考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することによって所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。	会社法第911条第3項第14号、商法第30条第1項に基づき、登記事項第30条第1項	対応不可	商業登記制度は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度(商業登記法第1条参照)。したがって、公示するための登記事項として会社法等の実体法が定めた事項については、全て会社の登記事項説明書の記載事項として公示しなければならず、登記事項の一つとして会社法が定めている代表取締役の住所を非公開とすることはできません。	
270220079	26年10月30日	26年11月21日	26年12月16日	介護分野における外国人留学生の在留資格の緩和	<p>企業活動のグローバル化進展と我が国における人口減少と労働力不足に対応するため、高度な知識を有する外国人留学生の採用を検討する企業は年々増加傾向にある。厚生労働省が平成25年9月に実施した全国の中小企業1775社を対象にした「外国人留学生の採用意欲調査」によれば、日本に大学を卒業した外国人留学生の採用を前向きに考えている企業は、52%となっています。その理由は「留学生にグローバル展開の中心的な役割を担ってほしい」、海外拠点の中心的な役割を果たしてほしい、という回答が多いが、「医療・福祉分野」や「建設業界」では「人手不足の解消」という回答が最も多くなっている。</p> <p>その一方では、現在、健診、医療・福祉分野の専門学校を卒業した外国人留学生は「専門士」の称号を得ても、卒業後、在留資格を取得できない。今後飛躍的に求人ニーズの増加が予想される、同分野の人手不足を解消するためには、介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生には、日本での「認・福祉機関での就業を認めさせたい。</p>	大阪商工会議所 厚生労働省	EPAに基づき、二国間の経済活動の連携の強化の観点から介護福祉士候補者をインドネシア(平成20年9月から)、フィリピン(平成21年9月から)へ派遣する。また、当該候補者が我が国の介護福祉士の国家資格を取得した場合は、「特定活動」の在留資格をもって介護福祉士として就労が可能です。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の3の表、平成2年法律第131号、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る)に掲げる活動を定める件)	検討に着手	「日本再興戦略、改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、外国人留学生の介護分野における就労を認めため、年内を目途に制度設計を行なうことが盛り込まれています。これに基づき、現在、法務省の「出入国管理政策懇談会」等において介護分野における外国人材の受け入れについて議論いたしているところです。同懇談会等における討論も踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生の就労が可能となるよう、在留資格の拡充を含め、関係省庁とも連携しながら制度設計を進めているところです。		
270220080	26年10月31日	26年11月21日	26年12月16日	永住権付与条件の緩和	<p>[提案の具体的な内容] 永住権付与の条件について、グローバル人材として採用した外国人を、海外現地法人へ転勤または出向する際、隔年後同一企業グループに勤務することを条件に、日本の在留期間を通算できるようにしていただきたい。</p> <p>[提案理由] グローバル人材としての留学生の採用、企業グループ内の機動的な人員配置が可能となる。</p>	(公社)関西経済連合会	法務省	永住許可については、当該外国人が出入国管理及び難民認定法第22条第2項において、素行が善良であること、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有することの要件を満たし、かつ、法務大臣が「その者の永住が日本国の利益に合する」と認めたことが要件として定められています。	出入国管理及び難民認定法第22条第2項 別表第2	対応不可	出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合する」と認めたことが要件として定められています。 同ガイドラインの中で、在留歴については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることとしており、継続して10年以上在留していることを基本としていますが、永住許可是上記のとおり総合的に判断されるべき性質のものであり、一旦、出国した場合は、これまでの在留状況を考慮して定められたが認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直結しない場合などでは、単純に在留期間を延長する場合があります。 しかししながら、これらは、単純に在留期間を延長したものと一概に継続在留と同様に取り扱えるものではなく、個々の在留状況全体を総合的に判断した結果であることから、上記ガイドラインに一律に記載することは困難です。	